

○管理者の専決処分事項の指定について

〔平成23年3月25日〕
議 決

大雪消防組合議会の権限に属する事項中、次の事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第180条第1項の規定により、管理者の専決処分事項について指定する。

なお、議会の権限に属する軽易な事項の指定について（昭和49年6月20日議決）及び専決処分事項の指定について（昭和53年3月29日議決）は、廃止する。

記

- 1 大雪消防組合（以下「組合」という。）を構成するそれぞれの町の議会で議決された負担金を財源とする緊急かつ軽易な人件費的経費の予算の補正
- 2 地方自治法第96条第1項の規定中、1件100万円以内の交通事故について和解をすること及び損害賠償の額を決定すること。
- 3 組合が加入している一部事務組合等について、当該一部事務組合等を組織する他の地方公共団体の名称変更及び加入脱退に伴う当該一部事務組合等の規約の変更に係る関係地方公共団体の協議